

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

神戸市保健福祉局高齢福祉部介護保険課長

厚生労働大臣が定める回数を超える生活援助中心型の訪問介護を
位置づけたケアプランの届出と検証について

「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」（平成 30 年厚生労働省告示代 218 号）が公布され、平成 30 年 10 月から施行されることに伴い、厚生労働大臣が定める回数を超える生活援助中心型の訪問介護を位置づけたケアプラン（以下、生活援助プラン）については、市町村への届出の義務化及び地域ケア会議等での検証を行なうことと定められました。

そこで、本市おいての生活援助プランの届出及び検証については、以下のとおり行ないますので、該当するケアプランを作成した場合は神戸市介護保険課認定係まで届出して下さい。

記

1. 届出書類

- ・訪問介護（生活援助中心型）の基準回数を超えるケアプランの届出書（様式 1）
- ・厚生労働大臣が定める回数（裏面参照）を超える生活援助プラン（第 1 表～第 3 表）
- ・サービス担当者会議の要点（第 4 表）
- ・サービス利用票（第 6 表）及びサービス利用票別表（第 7 表）
- ・アセスメントシート（ケアプラン作成時のもの）

2. 届出時期

- ・平成 30 年 10 月 1 日以降に、利用者の同意を得て交付した生活援助プラン
*届出期限は翌月末まで（例えば、10 月作成プランであれば、11 月末まで）

3. 届出方法および届出先

- ・下記宛に郵送して下さい

〒650-8570 神戸市中央区保健福祉局介護保険課認定係
生活援助プラン担当者宛

4. ケアプラン確認と検証方法

- ①届出された生活援助プランについて、当課にてアセスメントシート等を確認しながらサービスの必要性や回数の妥当性を確認する。
- ②確認の結果、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の活用等の観点から多職種による検証が必要なケアプランについては、(仮称) ケアマネジメント検討会に提出する。
- ③生活援助プランを作成した居宅介護支援事業者が、(仮称) ケアマネジメント検討会に出席し、説明を行う。
- ④出席委員からの意見をふまえ、ケアプランの見直しの必要性を検証する。
- ⑤見直しが必要と判断された場合、翌月以降のサービス内容の是正について助言指導を行なう。
- ⑥居宅介護支援事業者が見直したケアプランについては、速やかに市介護保険課認定係に再提出する。

*注意) 生活援助プランの検証については、9月末ごろをめどに国のマニュアルが作成される予定のため、検証方法等が一部変更になる場合があります。その場合には、別途周知いたします。

5. 参考

○届出が義務づけられる生活援助の回数 (1月あたり)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回

*上記の回数には、身体介護に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行なう場合(生活援助加算)の回数を含みません。

○介護保険最新情報 vol.652

「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の交付について

○介護保険最新情報 vol.637

「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の一部改正について

<担当>

神戸市保健福祉局高齢福祉部介護保険課
認定係 菅

電話：078-322-6227 (内線 3194)